

### 13. 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としており、障害者基本法第4条で基本原則として規定された「差別の禁止」を具体化するための措置を定めています。

#### (1) 法の対象範囲

##### ①障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を指し、いわゆる障害者手帳所持者に限定されません。

##### ②事業者

商業その他の事業を行う者を指します。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思を持って行う者が対象です。

※事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は本法の対象外となります。

#### (2) 障害を理由とする差別を解消するための措置

##### ①不当な差別的取扱いの禁止

○障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がい者の権利利益の侵害を禁止しています。

【例】・障がいがあることを理由に、スポーツクラブの入会を断られた  
・車いすの利用を理由に飲食店の入店を断られた

○ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いにはなりません。

【例】・障がい者を優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）  
・合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い

○「不当な差別的取扱いの禁止」は、行政機関等及び民間事業者に対して法的義務が課せられます。

②合理的配慮の不提供の禁止

○個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

【合理的配慮の例】

- ・筆談、読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応
- ・乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け

※意思の表明

個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指します。なお、知的障がい等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合に、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含まれます。

※過重な負担

行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務の遂行に及ぼす影響等を考慮して過重な負担に当たるかを判断します。





○社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを指します。

- ・社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ・制度（利用しにくい制度など）
- ・慣行（障がい者の存在を意識していない慣習）
- ・観念（障がい者に対する偏見など）

○「合理的配慮の不提供の禁止」は、行政機関等には法的義務、民間事業者には努力義務が課せられます。

※禁止事項の整理

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <sup>(注)</sup> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。